

令和8年度 消費者庁行政事業レビュー 外部有識者会合 議事概要

日 時：令和8年8月6日（木）

※外部有識者からの所見を担当課室へ回付した日

場 所：書面開催

出席者：外部有識者 石 堂 正 信 元 公益財団法人交通協力会 常務理事
川 澤 良 子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役社長
楠 茂 樹 筑波大学人文社会系 教授

議 題：行政事業レビュー対象事業の外部有識者による点検について

概 要：今年度の点検対象事業のうち「消費者財産被害対応」「消費者に対する普及啓発」「地方モデル事業」「国民生活センターの運営」について、外部有識者による点検が行われた。

1. 消費者財産被害対応

- ・アウトプット指標である「消費者安全法の規定に基づき通知され、分析を行った財産分野の消費者事故等の件数」は微減である中、短期アウトカムである「消費者庁ウェブサイトの財産分野の注意喚起等（消費者安全法に基づくもの）ページのアクセス数」が24年度から翌年度にかけて極端に減っている。中期、長期のアウトカム指標が定量的に測れないというのであれば、短期のそれが重要な意味を持ってくる「ロジックモデル」になっているのであるから、分析と対応を慎重に行うべき。
- ・アクティビティ 101 と 102 が短期アウトカムにおいて共通の指標につながっているが、そもそもアクティビティが短期アウトカムへの因果としてつながる必要があるが、アクティビティ 101 と 102 とそのアウトプットが、「アクセス数」の増減にどう因果が働いているか、の省察を。もし因果として流れているというのであれば、EBPM という視点からはどちらの要素がどう影響しているのか、という分析も問題になる。
- ・消費者、自治体等への情報共有、注意喚起が事業内容なのであれば、その他の評価指標もあっていいのではないか。（自治体等からの WEB 等についてのメールなどでの問い合わせ件数、相談件数など）
- ・本事業の意義と必要性については十分認めるところ。

2. 消費者に対する普及啓発

- ・本事業は、①ポスターの配布、②シンポジウムの開催、③消費者支援功労者に対する表彰、④地方自治体・事業者・消費者団体の取り組みからなるものとされ、「消費者月間」とされる「5月」に集中的に実施される。ただ、この4つの事業が統括したひと

つの「事業」という性格を持つものとはみなされてはいない。

- ・事業レビューによると、ポスターの配布の効果により、シンポジウム参加が促進されるものとされているが、全国で 5000 枚ほどとされる数からすると、たまたまそれを目にしてシンポジウムへの参加を思い立つということには、多くを期待できない。(もし、この「効果」を検証しようとするれば、「300 人」ほどのシンポジウム参加者に対し、何が参加の契機となったかをアンケートすればわかることである。) シンポジウムについては、ポスターによる情報提供に頼ることなく、ほぼ例年どおりの開催を前提に、一定規模の「リピーター」を中心の参加となっているのが実態ではないかと推測される。
- ・また、ポスターの効果として、④の地方自治体・事業者等が「取組み」を企画する契機にもなっているとされるが、現実問題として、ポスターの掲示を見たことで「取組み」の企画が開始されていくと考えることは、スケジュール的に無理のように思われる。むしろ各取組み主体の年間スケジュールの一部として、各種の取り組みが組み込まれているものと考えられ、実際に、取組みの実績数が伸びているという事実も見られていない。
- ・②の表彰に関しては、あらかじめ消費者庁から、関係府省庁、都道府県、国民生活センター、消費者団体等に、候補者の推薦をお願いし、その推薦に基づいて、功労者選定会議が被表彰者の案を作成し、内閣府特命担当大臣が決定するとのことである。これは、おそらく、各省庁がその所掌する行政行為に関する功労者を表彰する共通のパターンに沿って実施されているものと思われ、消費者庁も発足に際して、それに倣ったものと思われ、「他省庁同様に」という以外の選択肢の採用は難しいと考える。
- ・上記のように見て来ると、ここで挙げられている 4 つの事業は、それぞれ消費者サイドの特定の受益を目指して立ち上げられた事業とは異質のもので、いわば消費者庁の定例的な業務の一部という認識であるように思う。その意味では、毎年度、前年同様に継続することの可否を精査することが検討の要点かと思われ、まずは「紙」のポスター配布の要否あたりが当面の課題のように思われる。

3. 地方モデル事業

- ・アクティビティ 102 について

「消費生活協力員・消費生活協力団体の養成を促進することを目的とした養成講座の参加者数」というアウトプットと「全国の消費生活協力員・協力団体の委嘱件数」という短期アウトカムは一般的に因果関係はあると思われるが、アウトプットが年によって大きく増減していること、それに比して短期アウトカムはそれほどばらつきがないことを踏まえて、1－3 年程度で効果が発現するという「短期」アウ

トカムがアクティビティによってどの程度影響を実際に受けているかの検証が必要。

4. 国民生活センターの運営

- ・ 国民生活センター全体の評価となるため、主務大臣による業務の実績に関する評価結果をアウトカムとすることは理解するが、評価結果について割合だけでなく、B以上の項目数と全項目数も併せて記載した方が分かりやすいのではないか。
- ・ 点検結果欄において、「令和7年度は、昨年度開催の有識者懇談会で示された改善事項（研修・宿泊施設の活用等）に取り組み改善するとともに」等、当該年度の実績も記載されているが、より具体的な当該年度の実績や取り組みの成果・実績なども記載した方が良い。
- ・ 支出の多くはシステム経費であり、一者応札も含まれることから、仕様書の見直しや引き継ぎ内容の明確化など、継続的に改善に取り組む必要がある。

以上